

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成28年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成30年11月30日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	佐	藤 重	雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成30年7月1日現在)	今後の方針 (平成30年7月1日現在)
3	財産管理課	17	指摘	公有財産に対する保険の加入については、全庁的に統一された運用を行うために、公有財産規則第13条に係る具体的な適用基準を定めなければならない。	保険の対象となる公有財産の状況を各所属に確認し加入内容を見直した結果、加入対象物は建物のみ、内部設備の機械器具や門扉などの工作物は保険対象外とする統一的な運用を行うこととし、平成29年9月に適用基準及び保険加入に係る手続き等について各所属へ周知を行った。	左記のとおり措置済み。
5	財産管理課	17	指摘	平成26年度から公有財産の台帳管理は、公有財産管理システムでの管理に移行されている。システム帳票である土地台帳、建物台帳等のサンプルを確認したところ、取得単価や取得価格が未入力のものや、登記日や異動年月日が明治1年9月8日というように、事実とは異なる日付となっている台帳が確認された。 上記不備事項は、公有財産管理上、いずれも早急に改善しなければならない事項である。少なくとも不備の理由にある「紙台帳で確認できるが入力されていないもの」は、財産情報を紙媒体からシステムデータに移行していないだけであり、放置することは認められず速やかに改善しなければならない。「不明なもの」についても、具体的な対応策を策定する必要がある。	取得年月日及び取得金額について、システム上、現在入力している日付及び金額を修正できないことがわかった。システムの改修を依頼した結果、取得金額についてのみ修正可能になった。取得年月日についてはシステム上修正可能項目にはできないとの回答があった。	システム改修が完了したため、固定資産台帳整備時に取得金額が判明したものについては、公有財産管理システムに順次入力していく。取得年月日については、修正不可能であるため備考欄への記載で対応していく。
176	学務課	212	指摘	就学援助に係る業務運用マニュアルを策定し、規則や規程で定められていない具体的な実務方針を定める必要がある。	前年度及び今年度に、業務運用を大きく変える必要のある援助費目の追加があり、その事務を行いつつ事例を蓄積している。	左記の変更も踏まえ、担当実務用のマニュアルを本年度中に作成させる。